

プロジェクト 予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発

項目 予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方

本資料は、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）でお示しした審議事項(2) 予想信用損失に基づく金融資産の減損の検討の進め方と同一のものである。

本資料の目的

1. 本資料は、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損（以下「本プロジェクト」という。）について、検討の進め方に関する事務局案をご説明することを目的としている。

本プロジェクトの経緯

2. 当委員会が2016年8月及び2019年10月に公表した中期運営方針では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして金融商品に関する会計基準に言及しており、第377回企業会計基準委員会（2018年1月25日開催）より検討を開始している。
3. 前項の取組みについて、当委員会は、開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握する目的で、2018年8月30日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集」という。）を公表し、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」について広く一般から意見を募集した。
4. 当該意見募集を踏まえた審議により、各々、以下のとおりとされた。
 - (1) 金融商品の分類及び測定
今後、会計基準の開発に着手するか否かを決定する。
 - (2) 金融資産の減損
第419回企業会計基準委員会（2019年10月25日開催）において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について開発に着手することが了承された。
 - (3) ヘッジ会計

IASBにおいて、マクロヘッジに関するプロジェクトが進行中であり、当面、開発に着手しない。

本プロジェクトの進め方に関する事務局案

5. 本プロジェクトの進め方に関する事務局案は、別紙にて示している。

ディスカッション・ポイント

別紙にてお示ししている本プロジェクトの進め方に関する事務局案について、ご質問又はご意見を伺いたい。

以 上

別 紙

予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方

開発の着手時に検討すべき論点としたもの

1. 第419回企業会計基準委員会（2019年10月25日開催）において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損の開発に着手することが了承された。その際、まず、減損の中心的な課題である金融機関における貸付金に関する減損の検討を行うとしようとして、特に検討すべき事項は、以下のようなものが考えられるとしている。
 - (1) IFRS第9号の相対的アプローチを採用したモデル（以下「ECLモデル」という。）と米国会計基準におけるモデル（以下「CECLモデル」という。）の比較
 - (2) 債務者単位の管理手法と適合させるための手法
 - (3) 将来予測的な情報の利用
 - (4) 仮にECLモデルを採用する場合、どの程度整合性を図るか。
 - (5) 中小規模の金融機関への対応（金融機関の規模等に応じた対応）
 - (6) 連結財務諸表と単体財務諸表の取扱い

検討の進め方

2. 以下のステップで基準開発（公開草案の公表まで）を行うことが考えられる。

ステップ1：ECL（IFRS基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択

- 両モデルとも予想信用損失に対する引当金を認識する点は共通しているが、以下のとおり採用した場合のメリット、デメリットが存在する。

ECLのメリット

貸付金の当初実行時に比して信用リスクの著しい増大がない場合、基本的に当初の実効金利により貸付けに係る損益を計上することを意図している（便宜上、1年分の予想信用損失を計上）。

ECLのデメリット

相対的アプローチにより、債権単位で信用リスクを追跡する必要があり、事務負担が重い。

CECLのメリット

貸付金の当初実行時に全期間の予想信用損失が計上されることで、貸借対照表上で貸付金の回収予定額を表すことができる。債権単位で信用リス

クを追跡する必要はなく、事務負担は比較的軽い。

CECL のデメリット

信用リスクが高いが、そのリスクに見合う価格付けをしている債権についても、常に全期間の予想信用損失を計上することになり、損益に関する有用な情報を提供しない可能性がある。

- どちらのモデルが財務諸表の利用者に有用であるかについては、それぞれ一長一短あるため、優劣つけがたいものと考えられる。ここで、我が国の会計基準は、2007年にIASBとともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS基準を国際的な整合性を図る対象としてきており、両者に優劣がつけられないのであれば、ECL（IFRS基準）を基礎として基準を開発することが適当であると考えられる。
- ただし、信用リスクに関する詳細なデータの整備がなされている場合とそうでない場合とでは、新しいモデルの適用に関するコストが大きく異なるため、費用対効果の観点から、信用リスクに関する詳細なデータの整備がなされていない金融機関に対しては、相対的アプローチは要求せず、引当水準の適切さを設定する取扱いを定めることが考えられる（ステップ4参照）。

ステップ2：信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発

- 信用リスクに関する詳細なデータの整備がなされている金融機関については、国際的な比較可能性をより重視し、IFRS第9号と同等の内容の会計基準を定める。
- IFRS第9号において予想信用損失の算定に関する具体的な手法が定められていないため、日本基準においても具体的な算定手法は定めない。一方、適用上の困難さを緩和するため、債権単位の管理を行っていない場合の代替的な取扱いや、将来予測情報に関する代替的な取扱いを設ける。

（代替的な取扱いは、企業の適用上の困難さを緩和することを意図して設けるものである。その内容は多くの場合、IFRS基準においても認められると考えられるが、状況によっては、IFRS基準において認められないこともあると考えられる。このため、代替的な取扱いは、日本基準に基づく財務諸表とIFRS基準に基づく財務諸表の比較可能性を大きく損なわせない範囲で設けることになる。）

➤ 債権単位の管理を行っていない場合の代替的な取扱い

例えば、債務者単位での管理手法を採用している金融機関における、信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の有無の判定手法について、以下のような代替的な取扱いを定めることが考えられる。

- ◆ SICR に該当し得る債務を負っている債務者を特定したうえで（例：会計基準で定める一定水準以下の内部格付に下方に遷移した債務者を抽出する。）、当該債務者に対する個々の債権について SICR の有無を判定する。

- ◇ 当該債務者に対する個々の債権の実行時の格付と現在の格付を比較し、ある一定の幅を超えて下方に遷移した債権を SICR のあった債権として抽出する。

- ◇ 会計基準で定める一定の幅を超えて下方に遷移したか否かは、債務者の内部格付の下方遷移率（各内部格付の債務者が一定の期間の後、債務不履行が発生したとみなされる格付まで下落する確率であり、倒産確率に相当するもの。）など、計測できる債務不履行の発生リスクを表す値を利用する。

➤ 将来予測情報に関する代替的な取扱いについて

IFRS 第 9 号は、将来予測情報の反映方法に関する具体的なガイダンスを規定していないが、過去の期間における信用損失の動きと高い相関関係がある要因を特定したうえで、当該要因の将来の動きを予測し、過去情報及び当該予測情報を用いて予想信用損失を算定することが考えられる。高い相関関係がありうる要因の例示として、例えば、GDP、失業率、金利、不動産価格、原油価格などのマクロ経済指標を示し、それを利用した算定手法を代替的な取扱いとして定めることが考えられる。

- なお、「信用リスクに関する詳細なデータの整備がなされている金融機関」については、例えば、IFRS 第 9 号と同様の会計処理を適用する際に利用する、SICR の判定において利用される債務不履行発生リスク (PD) や予想信用損失の測定に利用されるデフォルト時損失率 (LGD) 及びデフォルト時貸出残高 (EAD) を算定する際に基礎となるパラメータを算定している金融機関を対象とすると定めることが考えられる。銀行業であれば、典型的には大手行が想定される。

ステップ3：信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金以外への適用の検討

- 貸付金以外で、IFRS 第9号において減損に関する定めの対象としているもの（例えば、償却原価やFVOCIの債券、ローン・コミットメント及び金融保証など）について、減損に関する定めの対象に含めるか否かを検討する。

ステップ4：信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発

- 信用リスクに関するデータの整備がなされていない金融機関（銀行業等であれば、典型的には中小・地域金融機関が想定される。）においては、費用対効果の観点から、相対的アプローチは要求せず、適切な引当水準を設定する取扱いを定める。

ただし、信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関と同じ取扱いとすることも認める。

- 将来予測情報を信用損失に反映する際の具体的方法に関しては、信用リスクに関するデータの整備がなされている金融機関と同様の代替的な取扱いを認める。
- なお、中小・地域金融機関については、IFRS 第9号に関する諸外国の実務を参照することが難しいこと等を踏まえると、ステップ4の検討を行う上では、中小・地域金融機関に対する十分なアウトリーチが必要になるものと考えられる。現在、中小・地域金融機関においては新型コロナウイルス感染症による業務の負荷が増していると考えられ、検討する時期は当該状況も踏まえることとする。

ステップ5：一般事業会社に関する検討

- ステップ4までを踏まえ、一般事業会社に関する検討を行う。

ステップ6：公開草案の公表

- 公開草案を公表する。

以 上